

## 京都市告示第 2 7 3 号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第 2 条の規定に基づき、建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第 4 条の規定に基づき告示します。

また、これにより、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定による道路（昭和 34 年 11 月 1 日指定 第 232 号）の指定を取り消しましたので、併せて告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 29 年 7 月 28 日

京都市長 門 川 大 作

### 1 承認事項

指定 番号	指定 年月日	道路の 幅員	道路の 延長	道路の位置	申請者
第 5967 号	平成 29. 7. 25	メートル 4. 00	メートル 58. 36	京都都市計画（京都国際文化観光 都市建設計画）都市計画事業崇仁 北部第一地区土地区画整理事業 施行地区内 4 街区 2 画地の一部	京都市長 門川大作

### 2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

（都市計画局建築指導部建築指導課）